

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 伊東 忠彦 様 伊東 忠彦 〒150-6032 日本国東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
発送日 (日.月.年) 17.05.2011			
出願人又は代理人 の書類記号 F11016PCT		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2011/058849	国際出願日 (日.月.年) 07.04.2011	優先日 (日.月.年) 20.04.2010	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04W36/14(2009.01)i, H04W4/02(2009.01)i, H04W36/32(2009.01)i, H04W76/04(2009.01)i, H04W88/06(2009.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士通株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 22.04.2011			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 石田 紀之 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	5 J	3665

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
- a. 提出手段
- 紙形式
- 電子形式
- b. 提出時期
- 出願時の国際出願に含まれていたもの
- この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
- 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : WO 2009/001400 A1 (富士通株式会社) 2008. 12. 31,
段落【0011】－【0015】
- 文献2 : JP 2008-219826 A (NECインフロンティア株式会社) 2008. 09. 18,
段落【0018】－【0028】
- 文献3 : WO 2009/057544 A1 (三菱電機株式会社) 2009. 05. 07,
図1および請求項7
- 文献4 : JP 2005-303465 A (株式会社日立製作所) 2005. 10. 27,
要約

(請求項1, 5について)

国際調査報告で引用された文献1には、移動端末が、自装置の移動速度および移動方向を測定することで、今後の当該移動端末の移動先を予測し、無電波区間を通過する時間である通信エリア外時間(本願の「中断期間」に相当)を算出し、当該通信エリア外時間においてはスリープモードに移行することで通信を中断することが記載されている。

また、移動通信において移動端末が無線通信のエリア外に移動した際、当該移動端末およびその通信相手に対して、通信の保留を指示すること、および無線通信のエリア内に移動した際に通信の再開を指示することは、例えば文献2に記載されているように、一般的に行われていることであり、文献1に記載の発明において、通信エリア外時間の前後で自装置と通信相手に通信の保留と再開を指示する構成を設けることは、当業者が容易になし得たことである。

してみれば、本願の上記請求項に係る発明は進歩性を有しない。

(請求項2-4, 6-8について)

文献3には、移動端末の通信時刻と位置と実効速度を含む履歴情報に基づき、接続先の基地局を決定することが記載されている。

そして、文献1に記載の記載の通信システムにおいて、通信実行計画を立案する際に、文献3に記載の発明のように、移動端末の通信時刻と位置と実効速度を含む履歴情報に基づいて、通信実行計画を立案する構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

(請求項 9, 10 について)

例えば文献 4 に記載されるように、電池の残容量に基づいて通信プロトコルを選択し、今後の通信計画を立案することは一般的に行われていることであり、文献 1 に記載の発明において、通信計画を立案する際に、電池の残容量を考慮する構成とすることは当業者が容易になし得たことである。